

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート（記入例）

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第1節 市民協働・地域コミュニティ	責任者	(記入者)	所属	氏名	協働推進課	小松 浩			
基本施策	市民協働・地域コミュニティ	総合計画書記載ページ	P212-221	・協働によるまちづくりの推進のため、市民活動の推進とともに、地域自治活動の強化が必要であり、行政区を始めとした地域自治活動の推進が課題となる。								
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・協働のルールブックの策定、自治基本条例の制定、市民参加条例の制定に向けた検討などにより、仕組みづくりについては、着実に進んでいる。今後は、その仕組みを生かし、どのように市民・企業・行政に広く周知・浸透させ協働によるまちづくりを進められるかが重要である。 ・地域コミュニティについては、各行政区等に設置されている公会堂等施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等を実施している。		社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）									
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●市民一人ひとりが、それぞれの能力を生かし、支え合い、つながり合いながらまちづくりに参加して、自分たちのまちに愛着と誇りを持って暮らしています。											
	●市民と行政が、それぞれの責任と役割を認識し、対等な立場で連携、分担、協働によるまちづくりが進められています。											
●地域住民相互の信頼関係の下、それぞれの地域が課題解決のために自ら考え、自ら行動し、活気のある地域づくりを進めています。												
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値				目標値		算出根拠
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
	市民活動に参加している市民の割合		%	H20	10.9	—	—	16.3	—	13.0	15.0	市民意向調査による
計画段階からの市政への市民参画に満足している市民の割合		%	H20	73.0	—	—	74.4	—	75.0	77.0	市民意向調査による	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 市民活動・市民協働の活性化	市民活動支援センター登録団体数	—	H21	50 団体	206 団体	412.0%					○
	市内のNPO 法人数	9 団体	H21	12 団体	13 団体	108.3%					
① 市民活動・交流拠点の充実	市民活動団体が気軽に集え、情報交換などができる場として、市民活動支援センターの機能の充実を図ります。						市民活動支援センターの印刷機の無料利用の実施や機材の充実を図った。多くの市民活動団体が気軽に集え情報交換ができ、市民活動支援センター職員と市民活動団体の繋がりができるような取組として、平成25年度から登録団体全体と登録団体同士が分野ごとに情報交換できる場として円卓会議を実施している。	市民活動支援センター登録団体は、200 団体を超えており、印刷機の無料利用の実施や様々な取組の効果は出ていると言える。徐々にではあるが市民活動支援センターの機能充実は図られてきた。	市民活動支援センターの作業室に設置しているパソコンや印刷機等も設置後5年が経過し、機器の更新についても検討が必要。 また、登録団体全体会や他の会議体の運用の見直し等によるセンター組織の充実が必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、市民活動支援センター登録団体数の目標値と実績に乖離が見られるため、目標値の修正が必要。	充実
② 市民活動情報の受発信と相互交流機会の充実	市民、市民活動団体等の連携支援を図るために、情報通信機器の利活用などにより、市民活動支援センターを拠点とした市民活動のネットワーク化を図ります。また、市民活動への参加機会の拡大をめざし、市民活動団体、ボランティア団体やNPO 法人等の活動を紹介する場と団体相互が交流できる機会を設けます。						市民活動情報を掲載した情報誌の発行やホームページ、SNS、映像配信により情報提供を行っている。 市民活動への参加機会の拡大のための取組として、平成24年度からは65歳の集い、平成25年度からは市民プラザまつりを実施し、活動紹介や交流機会を設けている。また、平成26年度には、新たに市民活動に参加しようとする人と団体をつなぐ仕組みとして「まちづくりネットワーク」の創設に向けて検討を行っている。	情報通信機器の利活用による情報提供はしっかりと実施できている。 また、65歳の集いや市民プラザまつりなどの新たなイベント等により、市民及び市民活動団体等との相互交流機会の創出は図られている。	情報発信に対して、発信先の拡大や内容の充実が課題である。 イベント等についても、参加者を増やすために改善・充実が必要。 ホームページ、SNS、映像配信に必要な情報通信機器も設置から5年経過し、更新について検討が必要。	施策内容そのものは修正する必要はないが、市民活動の活性化のために、様々な取組が必要。	継続
③ 市民意識の向上とNP	広報紙やホームページ、まちづくり講座などの開催を通じて、市民活動・市民協働に関する市民意識の啓発・向上を図ります。また、NPO 法人の設立支援などを						平成24年度から広報紙で定期的に協働のまちづくりコーナーを掲載	成果指標とした市民活動に参加している市民の割合	市民活動相談を実施しているが、相談実績が少ない。	まちづくり講座は実施していないため、見直しは必要。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート（記入例）

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 （加筆修正のポイント）	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
○等の市民活動組織の養成	行うことにより、公益的な市民活動組織の養成に努めます。						するなど、市民活動・市民協働に関する意識の啓発を行っている。 市民活動相談も実施した。	は伸びており、順調に進められている。	NPO 法人の設立支援等については、専門的な知識も必要なため、法人数は伸びているものの実質的な支援は行えていないのが現状。	NPO 法人の設立支援を実施していくなら、研修の参加など人材育成が必要。	
④ 市民活動助成制度の創設	公益的な市民活動の自立的発展を促進するために、団体の活動段階に応じた助成制度や市民の自由で創造的な発想による提案公募型補助事業などの導入を図ります。						平成23年度の市政40周年記念事業による市民活動団体への助成をきっかけに平成24年度から市民活動助成金制度を創設し支援を行っている。	平成24、25年度はそれぞれ7団体に、平成26年度は14団体に助成を行い、地域課題の解決、市民福祉の向上及びまちづくりに貢献してきた。	制度創設により、助成期間やメニュー等において、新たな課題も見えてきているので、制度の発展的な見直しについても検討が必要。	制度は創設されたので施策は、完了。施策名称、内容共に充実させる方向で修正が必要。	完了
⑤ 市民との協働ルールの確立	市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を明確にし、協働によるまちづくりを推進していくために、市民と行政との協働ルールの策定をめざします。						平成23年度に岩倉市市民協働ルールブックを策定、平成24年度に岩倉市自治基本条例を制定、平成26年度には、市民参加条例の制定に向け検討を行っている。	仕組みづくりにおいては、大きな成果をあげることができた。	今後は、どのように協働によるまちづくりを進めていくか具体的に施策で市民に対して示していく必要がある。	平成27年度での市民参加条例の制定を見込んでおり、施策は完了。施策名称・内容共に条例等の推進への修正が必要。	継続
(2) 地域コミュニティの強化	身近な地域活動が盛んであると感じている市民の割合	31.4%	H22	33.0%	29.8%	90.3%					○
	地域自治リーダー養成講座受講者数	—	H22	150人	—	0%					
① 地域自治組織関連施設の充実	各行政区等に設置されている地域集会所や学習等共同利用施設、公会堂等を地域活動や市民活動の場として有効利用を図るため、各行政区等の協力を得て利用しやすい施設運営を促進します。また、施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行います。						指定管理者制度等により利用しやすい施設運営を促進するとともに、各行政区の要望に応じて施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行っている。	各行政区の要望に基づく施設の改修・修繕や施設用備品類の更新等に対して支援を行っている。	行政区の管理であり、地域活動では利用されているものの、市民活動の場としては、有効活用できていない。 施設の老朽化も課題となっている。	市民活動の場としての活用について、現状を踏まえて施策内容の見直しも含めて検討が必要。	継続
② 地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援	各行政区等の地域自治活動への支援と地域住民の参加促進及び地域間の連携を図るために、市民活動支援センターを拠点とした情報発信や情報通信機器を利用した活動を支援します。						市民活動支援センターにおいて、行政区の会計管理ソフトの提供や印刷機の無料利用による支援を行っている。	市民活動支援センターにおいて、会計ソフトの提供や印刷機の無料利用等により、地域自治活動への支援を行っている。	市民活動支援センターを拠点とした情報発信等について、支援を行っていない。	行政区単位での連携推進についての具体的な施策のイメージがないと情報発信は難しい。施策内容について見直しの検討が必要。	継続
③ 地域コミュニティ活動・組織の活性化	地域コミュニティの活動と組織の活性化を図るため、地域の防災・防犯活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成・支援の充実や、地域コミュニティのリーダーとなる人材育成などを進めます。また、市民参加により地域コミュニティ運用マニュアルを作成するなど、市民のコミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進の支援に努めます。						行政区等で管理されている施設や事業に必要な経費に対し、区育成補助金を交付している。 平成26年度は、地域コミュニティのリーダーとなる人材を育成することを目的として、全区長を対象として地域共生力活性化事業講演会を開催し、「これからの地域コミュニティのあり方について」と題した講演を行った。	コミュニティリーダーの育成に向けて、講演会という形ではあるが、実施できた。	コミュニティリーダーの育成や地域コミュニティ運用マニュアルの作成、地域自治リーダー養成講座の実施など積み残しの課題は多い。	積み残し課題を踏まえて、施策内容について見直しが必要。 ②の地域コミュニティ組織の情報発信の強化支援と統合。	改善
(3) 市民参加機会の拡大	市民参加により策定される個別計画の割合	—	H21	60.0%	54.5%	90.8%					○
① 自治基本条例等の制定	自治体運営の基本的なあり方を市民と協働で考え、市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例の制定及び市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定を検討します。						平成23年度から庁内検討会で検討を始め、平成24年度には市民参加による自治基本条例検討委員会を設置し、市民自治を実現するためのルールとなる自治基本条例を制定した。また、平成25年度からは市長の附属機関である自治基本条例審議会を設置し、条例を検証するとともに、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議を行っている。 平成26年度からは、市民参加条例	平成23年度から着実に施策を進め、岩倉市の最高規範となる自治基本条例を制定し、個別条例となる市民参加条例の制定作業も順調に進められている。	自治基本条例第10条及び第12条の規定に基づく市民参加条例の制定に至っていないが、平成27年度中には制定予定。	市民参加条例は平成27年度中の制定を見込んでおり、条例の制定については、完了となる。今後は、市民自治の実現のため、自治基本条例及び市民参加条例の検証を行いながら、協働によるまちづくりを推進する必要がある。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート（記入例）

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 （加筆修正のポイント）	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 （A）	実績値 H26年度 （B）	達成率（%） （B/A）	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
							検討委員会を設置し、個別条例の検討を行っている。					
② 企画・計画段階からの市民参加機会の充実	審議会や委員会等、市民の参加機会を拡大するとともに、無作為抽出により参加者を募るなど、多様な市民参加機会の創出と参加意識の高揚に努めます。						平成 23 年度から無作為抽出による市民委員登録制度を試行し、平成 26 年度からは、市民参加手続を定める市民参加条例の制定に向け検討を行っている。	市民参加条例の制定には至っていないものの、平成 27 年度中の制定を見込んでおり、行政内部に対し、市民参加機会の創出を義務付ける条例が制定されれば、市民参加機会が確保されることになる。	市民参加条例の制定が目的ではないので、制定後の周知・徹底が重要であり、第三者機関による検証を行っていく予定。 また、市民参加条例の対象は限られており、対象ではない審議会や委員会等について勘案していく必要がある。	施策内容について、市民参加条例の内容を踏まえて見直しを検討。	充実	
③ 各種計画策定時における市民意見の反映	「広報・広聴」の再掲（P233）											

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）
公益的市民活動の支援	市民活動助成金制度は創設されているため、課題に対する対応を含めた改善や市民参加条例に基づく公募型による事業提案制度の創設等により公益的市民活動の支援の充実を行う。		
自治基本条例の推進	自治基本条例、市民参加条例の検証を行いながら協働によるまちづくりを推進する。		

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩むひらかれたまち	節	第2節 男女共同参画	責任者	所属	生涯学習課				
基本施策	男女共同参画	総合計画書記載ページ	P222-224	(記入者)	氏名	片岡 和浩				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画行政推進会議及び懇話会を開催し、岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。 女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会等へ積極的な女性の登用のため、数値目標を設定し、推進している。審議会等の女性登用率は伸び悩んでいるものの、上昇し、女性を積極的に登用していく意識が出来上がっている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に女性の登用を進めているものの、公募委員や、特定の組織・役職等で構成されている審議会等において、女性に限定した登用が困難な場合も見受けられる。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	<ul style="list-style-type: none"> ●男性も女性も、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しています。 ●家庭においても社会の中でも固定的な性別役割分担意識がなくなり、男女の人権が尊重されています。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合	%	年度 基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
			H20 80.3%	—	—	80.9%	—	83.0%	85.0%	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 市民参加による男女共同参画社会の推進											○
① 市民参加による男女共同参画社会の推進	男女共同参画基本計画に基づく個別施策の進捗状況を検証する市民参加の男女共同参画懇話会を設置するなどの取組を通じて、男女共同参画社会形成の推進を図ります。						岩倉市男女共同参画基本計画の推進のため、市職員で構成される男女共同参画行政推進会議及び市民・有識者で構成される男女共同参画懇話会を設置し、それらにより計画の進捗管理を行っている。	男女共同参画行政推進会議及び懇話会を開催し、岩倉市男女共同参画基本計画の進捗状況を検証した。検証結果をもとに計画の推進にあたっての問題点等を共有し、それらの改善に取り組むことで男女共同参画社会形成の推進を図った。	男女共同参画社会の実現には、社会構造や昔ながらの人々の意識の大幅な変革が必要である。	施策内容は、修正する必要がない。	継続
(2) 男女共同参画の意識啓発等	男女共同参画に関する講座・イベント参加者数	180人	H21	300人	256人	85.3%					○
① 男女共同参画意識の啓発	男女共同参画に対する理解促進を図るため、広報紙やホームページによる啓発を推進するとともに、学校等との協力や男女共同参画セミナーなどを通して、幼少期から高齢者まで人権教育を含む男女共同参画についての教育や講座を実施します。						国や県、関連機関等から送付される啓発用リーフレット等を利用し、情報提供及び啓発に努めている。市民からなる企画委員会の企画により、毎年、男女共同参画セミナーを開催している。	男女共同参画セミナーでは、毎講座でアンケートを取りセミナー受講者の意見を聴取しているが、内容に関しても概ね好評であることから、男女共同参画に関する理解促進が図られている。	男女共同参画セミナーは、参加者が集まりにくく、参加者は女性が多い。男女共同参画の啓発を男女共に効果的に進める内容となるよう工夫が必要である。 男女共同参画社会に対する理解促進のために、ホームページによる啓発を進めていかなくてはならない。	啓発用リーフレットの効果的な配布に努め、広報紙やHPを活用し、より広く市民への啓発が必要であるとともに、市職員に対する啓発も必要である。 セミナーの開催にあたっては、参加者の年代・性別に偏りがでないよう内容を考えていく必要がある。 施策内容は、修正する必要がない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
② 相談体制・情報提供の充実	女性に対する暴力の根絶に向けて、また、性差や人権に関する相談に対応するため、県の関係機関と連携を図り、的確な情報収集と相談窓口の紹介などに努めます。						女性に対する暴力の根絶、性差や人権に関する内容を広報紙や窓口パンフレットやチラシを設置し、市民へ周知している。人権週間に合わせ人権相談、街頭啓発、作品展など人権意識の普及高揚に努めた。	女性に対する暴力の根絶、性差や人権に関する相談に対応できるよう情報収集を行い、パンフレット・チラシの設置や窓口の紹介に努めた。	様々な相談を受けた際の対応が、市民相談や関係機関の紹介にとどまっている。	施策内容は、修正する必要がない。	継続
(3) 多様な機会における男女共同参画の推進	審議会等への女性登用率	27.0%	H21	32.0%	28.9%	90.3%					○
① 審議会などへの女性の参画の拡大	女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会や行政委員会などの女性委員登用率を向上させます。						女性の声を市政に反映させるため、市の様々な審議会等へ積極的な女性の登用を進めた。	審議会等の委員を登用する際に、女性を積極的に登用する意識が全庁的に出来上がっているが目標には達していない。	積極的に女性の登用を進めているものの、目標には達していない。公募委員や、特定の組織・役職等で構成されている審議会等において、女性に限定した登用が困難なものが見受けられる。	施策内容は、修正する必要がない。	継続
② 職場における男女共同参画の促進	本市において女性の採用、登用、職域の拡大に努めます。また、就労における男女格差の是正、女性の就労機会の拡大に向けて、男女共に働きやすい職場環境づくりについて広く啓発します。						市役所においては、女性の管理職登用を男性と分け隔てなく行い、女性の活躍できる環境づくりを積極的に推し進めている。 県が実施の「あいちの子育て女性再就職サポートセンター」や「男女雇用機会均等法施行規則」等の周知を広報紙で実施している。	女性の課長級職員が平成24年2名から平成26年に4名に増加した。平成26年度に2名の女性技術職員を新たに採用した。 男女が働きやすい職場環境づくりに向けて広報紙で周知できた。	女性の管理職員が増加しているものの、男性との割合は低い状況である。女性職員を特定の部署に偏ることなくすべての職域への配置を考慮していく必要がある。	市としては、これからも男女ともに働きやすい職場環境づくりに向けて県との関係機関と連携し広く周知していく。施策内容は、修正する必要がない。	継続
③ 家庭生活・地域生活における男女共同参画の促進	家庭において男女が共に家事・育児や介護・看護を担うことができるよう、特に男性を対象にした講座やイベントの開催等に努めます。また、地域活動への女性リーダーの登用、地域ボランティア活動への男女バランスのとれた参加促進に努めます。						男女共同参画セミナーや、男女共同参画の視点で男性を対象とした講座を開催した。地域活動において女性リーダーの登用を目指し研修会等への派遣を行った。	男女共同参画セミナーを毎年開催し地道な啓発活動を行っている。市民を愛知県主催の研修会に派遣し、地域活動における女性リーダーを育成することができた。	男女共同参画講座では、男性受講率が極端に低く、毎年課題となっている。 男女比の偏りが無い講座を企画するために、今後も内容について検討していく。 世代間の補完のため、子育て世帯が市民活動に参加するための支援が必要である。	イベント等の開催にあたり、女性や子連れの家族が参加しやすい企画を検討する。 施策内容は、修正する必要がない。	継続
④ 社会参加を支える制度等の周知・啓発	働く男女が仕事と家事・育児、介護・看護などを両立できるよう、保育・介護サービスの周知を図り、育児休業・介護休業制度の活用を啓発します。						ホームページで健康や育児の不安・悩みに関する相談機関の紹介や、保健センターにおいて相談事業を実施するなどした。また、商工会とも連携して相談事業の周知をした。 一時保育などのサービスを行い、ホームページ掲載やパンフレットを窓口に設置し周知している。	ホームページで一時保育などのサービスについてPRをし、申込者が増えている。	引き続き、保育・介護サービスの周知を図り、育児休業・介護休業制度の活用を啓発していく必要がある。	施策内容は、修正する必要がない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）	新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第3節 国際交流・多文化共生	責任者	(記入者)	所属	氏名	協働推進課	小松 浩			
基本施策	国際交流・多文化共生	総合計画書記載ページ	P225-227	・外国人の定住化が進む中、地域の中で生活者として在住外国人も参画する必要性が高まっている。多文化共生の地域社会づくりをさらに進めるため交流イベントなどを日本人と在住外国人との協働により開催し、日本人、在住外国人相互の意識啓発を進め、区長会など地域コミュニティと連携をとり、行政区、PTA及び子ども会等への参加促進に努めるなど、在住外国人の自治意識の高揚に努めていくことが課題である。								
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・国際交流協会の活動を支援したことにより、さまざまなイベントが開催され、国際交流活動の推進が図られた。中学生海外派遣事業は、平成23年度はマレーシア、平成24年度からはモンゴルへ中学生を派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養うことができた。また、国際交流員事業は、国際交流員による英会話講座をさくらの家において開催したほか、各種交流イベント等への参加、中学校での英語指導助手、小学校や児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務等を行うことができた。 ・広報紙で外国人向けの市政情報掲載、外国人サポート職員による外国人支援、国際交流協会主催の各種イベントを通じた地域住民間の交流促進を実施できた。また、外国人サポート職員によって広報紙のポルトガル語コーナーを読み上げる取組を開始することができた。平成26年度は岩倉市国際交流協会主催の「多文化共生懇談会」を開催することができた。		社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）									
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●市民レベルの国際交流が活発に行われ、様々な国や地域の文化、習慣などにふれる機会が充実しています。											
	●多文化共生に対する関心と理解が高まり、日本人と外国人がともに地域活動を行っています。											
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値				目標値	算出根拠	
	国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合		%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
				H21	80.4	—	—	—	84.1	85.0	90.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 国際交流の促進	中学生海外派遣生徒数	14人	H21	14人	14人	100.0%					○
① 草の根の国際交流活動の促進	草の根の国際交流を進めるため、広く市民が参加する国際交流に関する講座やイベント、ホームステイ、海外地域への訪問団派遣など、岩倉市国際交流協会等の国際交流団体の活動を積極的に支援します。						国際交流団体である岩倉市国際交流協会の活動を支援したことにより、協会において様々な交流イベントを開催することができた。	年間約10件のイベントが開催され、草の根の国際交流活動の促進が図られた。	国際交流活動に、より多くの市民が参加し、さらに活性化するために、有効な方法について検討することが必要。	施策内容の修正はない。	継続
② 国際理解教育の充実	国際交流員による小中学校での活動や異文化体験の貴重な機会となる中学生海外派遣事業の継続によって、子どもたちを対象にした学校における国際理解教育を推進します。また、岩倉市国際交流協会等による講座やセミナー開催支援や地域で開催される各種行事等への国際交流員の積極的な参加促進を通じて、地域における国際理解教育の充実に努めます。						平成23年度はマレーシア、平成24年度からはモンゴルへ派遣し、文化風習に触れ、国際感覚を養うことを目的に、中学生海外派遣事業を実施し、派遣した生徒による体験講演会を開催した。 国際交流員による中学校での英語指導助手、小学校・児童館での国際理解教育、広報紙への国際理解関連記事の掲載、通訳翻訳業務等を行うことができた。また、大人を対象にした英会話講座の実施や、岩倉市国際交流協会主催の各種交流イベントなどへ積極的に支援した。	中学生海外派遣事業では、外国での生活や文化風習に触れ、国際感覚を養うことができた。また、体験講演会を通じて参加生徒の異文化体験を他の生徒に伝え、国際理解を深めることができた。 国際交流員の活動により、幅広い世代の市民が国際理解を深めることができた。	大人を対象にした国際理解を深める機会が少ないため、より多くの事業を検討することが必要。	施策内容の修正はない。	継続
(2) 多文化共生の推進	地域・事業者・外国人等との懇談会開催数	—	H21	2回	—	0.0%					○

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価		
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点			積み残しの課題、新たな課題	
個別施策の名称	個別施策の内容											
① 在住外国人の生活環境整備	外国人が日常生活に不安を覚えない暮らしやすい環境づくりのため、外国人にわかりやすい案内看板等を整備するとともに、外国語による市政情報のパンフレット作成などにより生活情報や制度の周知を図ります。また、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。					広報紙で外国人向けの市政情報を掲載し、また平成25年度からは、広報紙の「ポルトガル語コーナー」を音声として読上げ、ホームページに掲載することができた。また、MAP&GUIDE(外国語版)を庁舎内に配置するなど、生活情報の周知に努めている。			広報紙、ホームページ、パンフレット等により、外国語による市政情報の周知を図ることができた。	今までに取り上げてきた市政情報の見直しや更新などについての管理方法を確立する必要がある。	施策内容の修正はない。	継続
② 在住外国人の生活支援	言葉や生活習慣の違いから生じる問題を解決するため、外国人サポート事業を充実するとともに、岩倉市国際交流協会が開催する日本語教室や健康相談を支援するなど、在住外国人の生活支援に努めます。					国際交流員及び外国人サポート職員(2人)による行政のパンフレット等の翻訳作業を進め、多言語化に努めた。また、国際交流協会による日本語教室や健康相談を継続して実施することができた。			市役所内に外国人サポート職員等を配置することで、税金納付等、行政の情報については、理解されるようになった。	関係機関相互の連携を強化できる仕組みを検討する必要がある。	①の施策と内容も似通っているため統合。	統合
③ 在住外国人の地域社会への参画促進	地域コミュニティと連携して、日本の文化・習慣等に関する在住外国人の理解を深めるための交流イベントの開催やまちづくりを日本人と在住外国人との協働によって促進します。					岩倉市国際交流協会主催の交流イベントを、日本人スタッフと在住外国人の運営により開催することができた。 また、市民活動団体等の地域の懇談会に国際交流員が参加し、多文化共生についての意識啓発に努めた。			在住外国人が交流イベントに参加したり、国際交流員が各種団体や地域懇談会等に参加したりすることにより、在住外国人の地域社会への参画促進について、理解を深めることができた。	今後は、地域との連携による交流イベントの実施に努め、日本の文化・習慣等に関する在住外国人の理解を深めていく必要がある。	施策内容の修正はない。	継続
④ 在住外国人の自治意識の高揚	多文化共生に関わる様々な問題を外国人同士のつながりの中で、ある程度解決していけるようにするため、在住外国人の自治意識の高揚に努めます。また、在住外国人向けの地域懇談会を充実するなど、リーダーとなる在住外国人を育成し、行政区等への参加促進を図ります。					多文化共生を市民レベルで話し合うことを目的とした多文化共生懇談会を岩倉市国際交流協会主催により開催することができた。			懇談会では出席者同士で、活発な意見交換があり、全ての人にとって暮らしやすい環境について話し合うことができた。	事業者や関係機関、在住外国人の参加者を促進するため、さらに有効な周知方法について検討する必要がある。	②の施策と内容も似通っているため統合。	改善

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第4節 平和行政の推進	責任者	秘書企画課						
基本施策	平和行政の推進	総合計画書記載ページ	P228-230	(記入者)	氏名 長谷川 忍						
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 8月6日の広島平和記念日及び8月9日の長崎原爆の日、平和祈念戦没者追悼式を開催する8月15日の終戦記念日に戦没者・戦災死没者の慰霊と平和を祈念するため、サイレンを吹鳴し、市民とともに黙とうを行っている。 戦時中の資料や原爆パネルの展示を行った。また、語り部の会員による戦争体験談を聞く会を年3回(7月・10月・11月)市内小中学校において実施し、語り部の会員が体験談を話す様子をDVDに録画したり、会員以外の方の体験談を録音し、資料として残すことができた。 毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣し、また全小中学校において、被爆体験や戦争体験談を聞く会を実施し、平和教育を進めている。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題(主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する)	戦争体験者の高齢化に伴い、戦争の体験を話すことができる人が少なくなっているため、戦争体験を語り継ぐ人の育成が課題となっている。								
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿	第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●被爆や戦争体験などの話や資料を絶やすことなく次世代へ受け継ぎ、だれもが平和を大切にしています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値		現状値			目標値		算出根拠	
	平和活動の推進に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27		H32
			H20	82.7	—	—	81.7	—	85.0	90.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性(加筆修正のポイント)	評価	
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度(A)	実績値 H26年度(B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題			
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 平和意識の高揚	平和事業を一つ以上認知している市民の割合	62.6%	H21	65.0%	54.8%	84.3%					○	
	平和コーナー開設中に市民から寄せられた折鶴の数	55,975羽	H21	60,000羽	48,345羽	80.6%						
① 平和意識の高揚	戦争体験を風化させることなく平和の大切さを次世代に引き継いでいくため、広報紙やホームページを通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨を普及するなど、平和意識の高揚を図ります。また、平和祈念戦没者追悼式の継続など、地域と連携しながら多様な世代の参加による平和啓発事業を推進します。						広報紙やホームページ等を通じて核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨等の普及をしている。 6月から7月の間、市内公共施設に平和コーナーを設置し折鶴の募集を行っている。 また、戦没者追悼式、市民映画劇場等の平和啓発事業を実施している。		平和啓発事業を、継続的に行うことにより、幅広い世代に対し、平和意識の高揚に努めた。	折鶴や平和祈念戦没者追悼式などの事業を実施することにより、より一層、平和意識の高揚を図っていく必要がある。	施策内容の修正はない。	継続
(2) 子どもを対象とした平和学習の推進	小中学生平和祈念派遣団員数	14人	H21	14人	14人	100.0%					○	
	被爆体験談等を聞く会参加者数	1,332人	H21	1,300人	853人	65.6%						
① 子どもを対象とした平和学習の推進	原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを知り、平和の大切さを学ぶため、小中学生で被爆体験談等を聞く会を開催するとともに、小中学生を広島と長崎へ毎年交互に派遣するなど、学校教育における平和学習を推進します。また、国際的な視野を持って平和を考えるために、海外の紛争についても学ぶ機会を設けるよう努めます。						毎年、広島と長崎へ交互に小中学生を派遣している。 全小中学校において、被爆体験や戦争体験談を聞く会を実施している。	派遣児童生徒を中心に、各学校において平和集会等を行い、平和維持に関する意識を高めることができた。	被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。	施策内容そのものは修正する必要はないが、積み残し課題を踏まえて検討が必要。	継続	

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							また、授業や小中学生を広島と長崎に派遣する際など、機会を捉えて、海外の紛争についても学び、平和教育を進めた。				
(3) 平和活動の継承	平和資料展入場者数	840人	H21	1,000人	730人	73.0%					○
	語り部の会会員数	7人	H21	8人	4人	50.0%					
① 戦争関係資料の収集・保存	戦時下の生活における資料と原爆に関する写真パネルや広島・長崎の原爆資料の収集・保存を進めます。						愛知県と広島県から借用した戦争や原爆に関する資料及び平和首長会議による平和ポスターの展示を行った。また、語り部の会会員や会員以外の方の体験談を話す様子を録画しDVDを資料としてまとめ、貸し出しができるよう図書館に配置した。	平和資料展を毎年開催し、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えることができた。	広島、長崎の原爆資料の収集については、多額の費用がかかるため困難である。	施策内容について、積み残し課題を踏まえて検討が必要。	改善
② 語り部の発掘と後世に伝承する組織づくり	戦争体験を話せる人が少なくなっていることから、後継者の育成と組織づくりを進めます。						ホームページで語り部の会の活動を紹介し、会員を募集し、語り部の発掘に努めた。 語り部の会の視察の中で、岐阜市の「岐阜市空襲を記録する会」と会の継続や後継者育成について意見交換することができた。	ホームページや広報紙などで語り部の会について紹介をしたが、会員増加には至らなかった。	戦争体験者の高齢化に伴い、語り部を発掘することが困難になってきている。今後は戦争体験を語り継ぐ人材を育成することが課題となっている。	戦争体験者が少なくなっている中で、市民のみで構成する組織の維持が困難になってきている。近隣市町と連携し広域的に取り組むことも必要。	改善

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第5節 広報・広聴	責任者	所属	協働推進課				
基本施策	広報・広聴	総合計画書記載ページ	P231-233	(記入者)	氏名	小松 浩				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・タウンミーティング、いどばた広聴、出前講座などの開催及び広報モニターを運営して市民の意見を聴く機会を設けている。各担当課にて計画等の策定の際、市民委員としての参画やパブリックコメントの実施など市民意見の反映を行っている。ほっと情報メールを導入し行政情報などを適時配信している。	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	・時代にあった機器・手段を活用し広報・広聴を実施していく。							
施策がめざす 将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●すべての市民が、必要な行政情報や地域情報を必要なときに受けることができるようになっています。									
	●様々な場で市民と行政とのコミュニケーションが活発になり、市民の声が反映された市政運営が行われています。									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	市政情報の提供に満足している市民の割合	%	年度 基準値	H23	H24	H25	H26		H27	H32
			H20 83.2	—	—	78.8	—	85.0	90.0	市民意向調査による

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 広報の充実	広報いわくらを利用している市民の割合	79.4%	H20	80.0%	74.2%	92.8%					○
	市ホームページを利用している市民の割合	16.5%	H20	20.0%	17.4%	87.0%					
① 広報いわくらの充実	親しみやすく読みやすい広報紙とするため、取材ボランティアや広報モニター制度を設け、身近なまちの話題を取り上げるなど、市民との協働による広報紙づくりに努めます。						平成23年9月に広報モニター制度を創設し、広報モニターから広報いわくらに掲載する写真や記事が提供されている。	イベント写真は多くの素材が提供されるようになっていく。地域の行事についても情報が提供されることがある。	地域の情報などより親しみやすい広報紙とするよう研究する。	広報モニター制度は既設であるため「活用」に修正する。	継続
② 岩倉市ホームページの充実	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、まちの魅力を伝える情報や市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載します。						迅速な情報提供に努めるとともにフォトアルバムの掲載写真を増やし内容の充実に努めた。	時々の新着情報をバナーにするなど分かりやすい表示に努めた。	ホームページ管理ソフトの容量制限等がある中で変更可能な部分についてより見やすいホームページのあり方を検討する。	施策内容の修正は必要ない。	継続
③ 多様な媒体による広報活動の推進	市民が知りたい情報とその効果的な提供方法を的確に把握しながら、携帯電話や地上デジタル放送、インターネット等多様な媒体や出前講座などを活用した行政情報等の提供に努めます。						平成26年2月からカテゴリー別にメールで情報提供ができるほっと情報メールを整備した。また、タウン誌への情報提供やNHK地上波のデータ放送、報道機関へも情報提供を行っている。出前講座については各メニューを設定し市民等の要望により実施している。	ほっと情報メールに2千件のメールアドレスの登録があった。広報紙だけでなく様々なツールでの行政情報の提供が図られている。	新たな媒体での情報提供について研究する必要がある。	「携帯電話」を「携帯端末」に修正する。	継続
④ 情報格差の解消	高齢者や障害者にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、多様な情報媒体を併用するなど、情報格差にも配慮した行政情報の提供に努めます。また、中高年向けのパソコン教室やインターネット講座の開催など情報教育の充実に努めます。						広報いわくらの音声版を作成している。また、ホームページ上でも聞くことができるようになっている。同時に拡大版も作成し各施設に設置し情報格差の解消に努めた。ホームページ運営についてはウェブアクセシビリティの基準を設定	広報いわくら音声版CDの必要な人への提供やホームページ上での公開により、視覚障害者に対して行政情報を提供することができている。また、広報拡大版を情報	誰でもどこでも手軽にインターネットに接続できる環境(無料Wi-Fiスポット)の充実について研究する。	施策内容の修正は必要ない。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							し、配慮している。	サロンやさくらの家など各施設に設置し、情報格差に配慮した行政情報の提供を行っている。			
(2) 広聴の充実	タウンミーティング開催回数	4回	H21	10回	4回	40.0%					○
	いどばた広聴参加者数	128人	H21	200人	35人	17.5%					
① 直接対話方式の広聴活動の充実	市民本位の市政運営を進めるには、市民の声を直接把握することが重要であることから、従来の市政モニター制度のほか、市民の集まりに市長が出席するタウンミーティングや職員が出向くいどばた広聴の実施などによる広聴活動の一層の充実を図ります。						区、公益的団体からの申し込みにより市長等が会場へ出向け意見交換をしている。 また、いどばた広聴については担当の職員が市民に直接要望等を聞いている。	タウンミーティングでは直接話し合いをすることにより生の意見を聴くことができた。	タウンミーティングの開催について周知を図る。職員全体が広聴にかかわる仕組みづくりを研究する。	施策内容の修正は必要ない。	継続
② 市民意向調査の定期的な実施	幅広い市民ニーズと市政に対する評価の推移を的確に把握するために、市民意向調査を継続的に実施します。また、市や市政に対するより多くの意見を収集するために、インターネットを利用したアンケート方法等を検討します。						平成25年度に、20歳以上の市民から層化無作為にて抽出した4,000世帯を対象に市民意向調査を実施した。	市民の市政に対する評価や要望等を把握し、第4次総合計画の進捗管理の基礎資料として実施することができた。	調査結果について、総合計画の策定及び進捗管理の基礎資料としているが、総合計画の中間及び最終目標実施時期の記述と矛盾が生じているので、実施時期についても今後の課題としていく。 また、インターネットを利用したアンケート方法についても、現在実施していないが、その有用性等を把握するとともに、実施についても今後の課題としていきたい。	市民意向調査の定期的な実施は必要であると認識している。 インターネット調査については、国勢調査などの国の基幹統計調査でも順次導入されており、その動向に注視していきたい。	継続
③ 各種計画策定時における市民意見の反映	多くの市民の意向や提案を市政に一層反映させるため、計画等の策定の際にはパブリックコメントを実施するとともに、委員会や意見交換会、ワークショップなど市民の意見を反映するための多様な方法・機会を充実します。						各種計画策定時には、アンケート、審議会や委員会、パブリックコメントなどにより、市民の意見を聴く機会を設けている。 平成26年度からは、審議会やパブリックコメントなどの市民参加手続きを定める市民参加条例の策定に向け検討を行っている。	アンケート、審議会やパブリックコメントなどの市民意見反映制度の実施により、一定、市民の意向や提案を市政に反映することができた。 市民参加条例の策定には、至っていないものの、平成27年度中の策定を見込んでおり、行政内部に対し、市民参加機会の創出を義務付ける条例が制定されれば、市民参加機会が確保されることになる。	市民参加条例の策定後は、市民や職員に周知し、市民意見反映を充実させる必要がある。	施策内容の修正は必要ない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第6節 情報公開・個人情報保護	責任者	所属	行政課				
基本施策	情報公開の推進	総合計画書記載ページ	P234-236	(記入者)	氏名	中村 定秋				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 公文書目録のホームページでの公開に向けて、文書取扱規程に基づく文書の適切な管理を徹底させるため、各課の文書の管理状況について行政課職員による巡回点検を実施し、その結果を庁内で公表した。計画案や条例案について、ホームページや情報サロンでパブリックコメントを実施した。 個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な管理や利用、提供などについて、必要な知識を習得する情報公開・個人情報保護研修を実施した。主に災害時要援護者情報などの福祉分野において、岩倉市個人情報保護条例を遵守しながら名簿の作成及び管理を実施することができた。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 公文書目録の公開については、検討すべき課題が残っている。 情報公開の推進については、現在検討中の市民参加条例においてパブリックコメントの手続きが規定される見込みであるので、この条例が整備されたら、単位施策の内容は条例の内容に沿うよう修正すべきである。 個人情報の保護の徹底については、マイナンバー法への対応を念頭に置いた記載に改める必要がある。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	<ul style="list-style-type: none"> ●情報公開が充実し、市民から信頼される市政運営が行われています ●市が保有する個人情報の適正な保護が図られています。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠
	個人情報漏えいによる被害報告件数	件	年度 基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
			H21 0	0	0	0	0	0	0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 情報公開の推進	公文書目録のホームページでの公開	-	-	実施	未実施	0.0%					○
① 情報サロンの充実	市役所の情報サロンを市政情報の窓口として、その機能向上を図るため、提供情報の充実や公開文書の検索を容易にするなど、必要な行政情報が入手しやすい環境づくりに努めます。						各種資料等を設置し市政情報を閲覧できるようにするとともに市ホームページの検索が可能なパソコンを1台配置し誰でも市政情報の検索ができる環境となっている。	市政情報の窓口としての議会の議案や予算・決算の公表、広報いわくらの拡大版の設置、都市計画図や書籍の販売、各種チケットの販売が行われている。	観光情報ステーションとスペースの共有がなされ、より市政情報が入手しやすい窓口としての在り方を研究する。	施策内容そのものは修正する必要はない。	継続
② ホームページを活用した情報公開	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施します。						公文書目録のホームページでの公開に向けて、文書取扱規程に基づく文書の適切な管理を徹底させるため、文書管理支援システムへの起案文書の登録、各課の文書の管理状況について行政課職員による巡回点検を実施し、その結果を庁内で公表するなどの準備を進めた。	起案文書をシステムに登録することにより、公文書の適切な管理を徹底させることができた。 巡回点検により、各課の管理状況について比較・検討する機会を与え、適正な管理の重要性を再認識させることができた。	ホームページを活用した公文書目録の公開は、平成27年度に着手する予定としている。 公文書目録の公開は、その方法について検討すべき課題がある。公文書目録の統一的基準の整理など、公開に向けて段階を追って整理・準備を進めることとしている。	ホームページを活用した公文書目録の提供については、一定の目途が立ち、施策内容の見直しが必要であるが、「ホームページを活用した情報公開」と「積極的な行政情報の提供」は、密接な関係を有するので、個別施策を統合する等の対応が必要であると考えます。	充実
③ 積極的な行政情報の提供	行政の透明化と市民の情報共有を図るため、情報公開請求に対する公開のみでなく、積極的な行政情報の提供に努めます。また、事務の効率化や文書管理システムの活用により情報公開請求事務の迅速化を図ります。						計画案や条例案について、ホームページや情報サロンでパブリックコメントを実施した。 施策評価の結果や行政経営プランの実績や行政経営プラン推進委員会の評価結果などをホームページに掲載することができた。 会議の公開については、市の統一基準を定めることはできなかった。	パブリックコメントにより、策定に先立って市民から意見を聴取することができた。 会議の公開については、市民参加条例を検討する中で整理することとなった。	パブリックコメントの方法に市の統一的基準がないこと、パブリックコメントで寄せられる市民の意見が少ないことが課題である。	現在検討中の市民参加条例においてパブリックコメントの手続きが規定される見込みであるので、この条例が整備されたら、単位施策の内容は条例の内容に沿うよう修正すべきである。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(2) 個人情報の保護											○
① 個人情報保護の徹底	本市が保有する個人情報を適切に保護するため、職員研修の実施などにより個人情報保護意識の向上を図るとともに、データの適切な管理や、そのための環境整備に努めます。						情報公開・個人情報保護研修を平成23年度から26年度までの4年間で主事級から主査級の職員73人に実施した。また、パート職員と新規採用職員には個人情報保護研修を実施した。 データの適切な管理を行うための環境整備として、更新に合わせて業務用パソコンや複合機を職員個人単位で管理するICカードによる認証に切り替えるとともに、庁舎の入退室管理システムを導入し、時間外はICカードにより入退室を管理することにした。	職員向けの個人情報保護研修は、これまで73人(平成23年度31人、24年度12人、25年度14人、26年度16人)が受講し、職員に著実に個人情報の保護の重要性を理解させている。	マイナンバー法が施行され、平成27年10月に番号付与通知が始まり、カードが交付される。そして平成29年には国、地方公共団体との情報連携が始まる。これらのことから、個人情報の適切な運用管理についての検討を行う必要がある。	マイナンバー法への対応を念頭に置いた記載に改める必要がある。	継続
② 個人情報の適切な活用	個人情報保護に対する誤った理解が、災害時の要援護者情報や平常時の福祉的個別支援情報といった各種重要施策の推進において必要不可欠な個人情報の活用を妨げることのないよう、個人情報保護制度の適切な運用に努めます。						災害時要援護者情報などの福祉分野において、岩倉市個人情報保護条例を遵守しながら名簿の作成及び管理を実施することができた。	情報公開・個人情報保護審査会に毎年数件の事務について意見を求めているところである。したがって、個人情報保護条例により、適切に名簿の作成や管理が行えていると考える。	これまでのとおり、市内部における個人情報保護条例に基づく事務を適切に行っていくことが重要である。	「要援護者」は法改正により「避難行動要支援者」に名称が変わったため個別施策の内容に修正が必要となる。	継続
③ 情報セキュリティ対策等の推進	「行政経営」の再掲 (P239)										

【C】新規の施策・事業のアイデア(※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課				
基本施策	1 行政経営	総合計画書記載ページ	P237-241	(記入者)	氏名	長谷川 忍				
基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営プランに基づく行政改革の計画的な推進、指定管理者制度による施設管理や業務委託の実施による民間活力の導入、施策評価による総合計画の推進や行政評価の実施により、行政改革の推進が図れた。 行政の情報化という点では、費用負担増なく業務用通信ネットワークを統合し、事務効率の向上と安全性の確保を高次元で両立することができた。 各種研修の受講等による行政執行能力の向上、積極的な権限移譲の受け入れ、消防通信指令や滞納整理等の共通課題に対しての広域的な取組など分権型社会への対応を行うことができた。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報通信技術を的確に捉えながら、さらなる市民サービスの充実及び事務効率の向上を検討していく必要がある。 国からの要請により、平成28年度までに公共施設等総合管理計画の策定や、市として今後の公共施設をどのように維持していくかを決めていく公共施設再配置計画の策定が課題となっている。 							
施策がめざす 将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	<ul style="list-style-type: none"> ●総合計画の着実な進行管理とともに、行政評価システムの確立及び行政改革の推進により効率的・効果的な行政経営が行われています。 ●行政の情報化が進み、窓口サービス等の利便性が向上し市民サービスが充実しています。 									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値		算出根拠
	効率的・計画的な市の行政経営が行われていると思う市民の割合	%	年度 基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	市民アンケートによる。
			H22 18.2	—	—	—	20.3	24.0	30.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率 (%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 行政改革の推進	新行政改革計画の達成率	—	H21	50.0%	81.9%	163.8%					○
① 行政改革の計画的な推進	複雑化・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するため、行政改革の指針となる計画を定め、計画的に行政改革を推進します。						行政改革の指針となる行政経営プランと同行動計画を平成23年度に作成し、翌年度から前年度の実績と当該年度の計画を行政経営プラン推進委員会に評価をいただき、行政改革推進本部からの指示を基に、PDCAサイクルを回すことで、行政改革の推進を図った。また、行政経営プランに掲げた目標の達成状況を把握するため、市民満足度調査を実施した。	行政経営プラン行動計画に掲げた項目は、計画当初は60項目であったが、平成26年度までに12項目を追加した。	平成27年度に現計画の計画期間が終了するため、新たな行政改革に関する計画を定める必要がある。	平成27年度の行政経営プランの計画期間終了に伴い、新たな行政改革を目指す計画を策定する必要がある。 なお、行政経営プランの計画期間後の新たな行政改革に関する取組については、施策評価とのすり合わせを行う必要がある。	継続
② 民間活力の導入	公共サービスとしての役割や意義に十分留意しつつ、PFIや市場化テスト等による民間活力の導入を検討するとともに、市民活動団体などを含めた民間委託や指定管理者制度の導入・拡大を推進します。また、民間の経営努力の結果を活用するのみでなく、そのプロセスを取り入れた合理化・効率化を図ります。						平成26年度末時点で、施設管理については、総合体育文化センター、生涯学習センター、ふれあいセンター、希望の家、みどりの家の5施設を指定管理者制度による管理で、南部老人憩の家、市民プラザ等について民間委託により管理をしている。 業務委託については、一般廃棄物収集運搬業務、水道事業に係る検針徴収業務、配水施設等運転管理業務、市民活動支援センター運営業務等を行っている。 また、平成28年9月に給食開始予定の新学校給食センターでは、調理・配送業務の委託を予定している。	現行の民間委託等検討ガイドラインに基づき、民間活力の導入を検討し、実施してきており、一定の成果は得られている。	民間委託等検討ガイドラインの見直しが課題となっている。 PFIや市場化テストの導入については実績がない。 また、民間活力の導入は、更なる分野や事業での実施について、担当課の判断によるところが大きい。	施策内容そのものは修正する必要はないが、民間委託等検討ガイドラインについて、現在の社会情勢に合う形での見直しが必要。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	基本計画目標数値達成率	—	H21	100.0%	32.6%	32.6%					○
	行政評価実施施策割合	—	H21	100.0%	100.0%	100.0%					
① 総合計画の計画的な推進	行政評価と実施計画、予算編成が連動するシステムを構築し、総合計画の着実な進行管理を図ります。						総合計画の単位施策ごとに評価をする施策評価シートを作成し、平成23年度実施施策から行政評価システムを構築し、総合計画の進行管理を行っている。	行政評価システムを用いて、単位施策ごとに評価を行うことで、それぞれの担当課においても総合計画の推進に対する職員の意識は変わってきており、全体としては総合計画の推進は図られている。	実施計画や予算編成との連動については、時期や手法等について、課題は多い。 策定後4年経過し、実施が困難な施策もいくつか見受けられ、そうした課題を総合計画の中間見直し作業において洗い出し、整理していく必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はないが、行政評価実施計画や予算編成との連動については、時期や手法等についてもまだまだ課題は多い。	継続
② 行政評価の推進	総合計画に掲げた施策の目標達成度と効果を計るための行政評価システムの確立と的確な運用を図ることによって、PDCAサイクルによる効率的で実効性のある行政経営を推進します。また、評価結果の公表により行政の透明性を高めるとともに、より客観的な評価となるように外部評価の仕組みの導入を検討します。						平成23年度実施施策から施策評価を用いた行政評価システムを構築し、施策の進捗状況と総合計画に掲げた施策の目標指標の達成度について評価を行っている。平成24年度実施施策から、ホームページで評価結果を公表している。	行政評価システムの導入により、単位施策ごとではあるが、PDCAサイクルによる施策の推進が図られている。	導入段階であり主管課、担当課とも的確な運用には至っていないのが現状。 また、外部評価についても先進自治体の状況等を調べてはいるものの、実施には至っていない。	現状では、施策評価を用いた行政評価システムを構築し、運用しているが、一方、行政経営プラン推進委員会で実施している内容も行政評価といえる。そうした意味では、既に外部評価を実施していることになるため、総合計画の見直しにあわせて、新たな行政経営プラン等の策定の時期となるため、内部でのすり合わせが必要。	継続
③ 市民意向調査の定期的な実施	「広報・広聴」の再掲 (P233)										
(3) 効率的な事務運営と満足度の高い行政サービスの推進	行政サービスのオンライン利用率	19.6%	H21	25.0%	24.4%	97.6%					○
① 行政の情報化推進	限られた財源や職員数という状況下で、効率性と迅速性、正確性を兼ね備えた業務を遂行するため、情報通信技術の積極的な導入と効果的な活用を図ります。						平成24年1月に住民情報ネットワークシステムの再構築を実施、さらに平成25年4月には行政情報ネットワークシステムも再構築を実施した。同時に3系統に物理的に分かれていた業務用通信ネットワークを物理的に統合、論理的に3系統に切り分ける通信方式を採用し再構築した。	1台の端末から最大で行政情報システムの他、インターネット及び住民情報システムへのアクセスが可能となった。これにより、端末配置の適正化を実現し、より事務効率の向上を図ることができた。	情報通信技術は日進月歩である。最新の情報を収集することに努め、LANの再構築、サーバのデータセンター等への設置及び情報システムのクラウド化について研究する。	特になし。	継続
② 情報セキュリティ対策等の推進	地方自治体としての適正なレベルで情報セキュリティを保持し続けるため、職員を対象とした情報セキュリティに関する研修を徹底するとともに、技術の進歩に合わせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害などが発生し、情報通信機器やシステムに不足の事態が生じた際に迅速かつ確かな業務の応急措置・復旧が図れるようにするため、情報通信技術部門の業務継続計画(BCP)を策定します。						平成24年1月に住民情報ネットワークにICカード認証基盤を導入し、平成25年4月には全面導入をした。また、インターネット閲覧制限システム、ファイルの持ち出し管理システムなどのセキュリティ強化のためのシステムを導入した。	漏洩等の事故もなく適正な情報セキュリティレベルを確保するとともに、職員の情報セキュリティ意識の醸成につなげることができた。	情報通信技術部門の業務継続計画(BCP)については策定された全庁BCPとの連携を踏まえた上で策定する必要がある。また、最新の情報セキュリティ技術情報の集約を継続していく必要がある。	特になし。	継続
③ 公共施設の計画的な改修と有効活用	老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用などを進め、公共施設の有効活用を図ります。						老朽化の進む公共施設の長寿命化、市民ニーズに合わせた多目的化及び公共施設の有効活用を図り、本市が有する公共施設の全体像を正確に把握し管理するため公有財産管理システムを平成25年度から導入し、基礎的データの入力を行った。 また、平成26年4月に国から公共施設等総合管理計画の策定の要請があったため、この計画策定の基礎資料とすべく市のほぼすべての公共施設の現況調査を行った。	公有財産管理システムへの基礎的データの入力、公共施設等総合管理計画の策定に向けた市のほぼ全ての公共施設の現況調査を行うことができた。	公共施設白書の策定、具体的な公共施設等総合管理計画の内容の検討、さらには将来的な公共施設の長寿命化計画又は再配置計画の策定を行う必要がある。	国から通知されている平成28年度までの公共施設等総合管理計画の策定、さらには、長寿命化計画又は再配置計画の策定についても、目標を定めておく必要がある。	充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
④ 窓口サービス等の充実	施設窓口では、わかりやすい、手続きのしやすい受付ができるように努めるとともに、市民生活における情報通信機器等の普及に合わせた質の高い市民サービスの提供を実現するため、費用対効果を考慮しながら、情報通信技術を活用した行政サービスのオンライン化に努めます。						平成 24 年度に市民にわかりやすい窓口とするため、多機能の発券機（番号札発券機）に切り替え2台を増やすとともに窓口の手続き種類を色分けや案内板を設置した。併せて、プライバシーに配慮してカウンターの窓口の仕切り板を高くした。 平成 26 年度に証明窓口の床面に案内シートを設置し利便性の向上に努め、来庁者への迅速な対応のため、窓口に人感センサーを設置した。 平成 23 年度に利用者の利便性向上のため、施設予約システムを更新し、回数券に対応可能とした。 ネットワークの統合により、市役所及び保健センターにおける窓口対応が可能なパソコンの台数を拡大した。	番号札発券機の機能を充実することで、戸籍や住所の異動届出以外に保険医療・年金等でも利用できるようになった。また、発券機画面のポルトガル語表記や窓口の色分け等により、わかりやすい案内で来庁者が受付名簿に記載する手間がなくなり、受付名簿の記載漏れによる受付漏れや待ち順の混乱が解消された。カウンターの仕切りを高くしたことでプライバシーに配慮され、安心して手続きができるようになった。 証明窓口の床面に案内シートを設置することで来庁者によりわかりやすい窓口になった。 ネットワークの統合により、市民ニーズに対応した行政サービスの充実や事務の効率化が図られた。	多機能発券機やカウンターの色分けなど実施し、来庁者にわかりやすく案内できるようになったが、今後も、市民目線でよりわかりやすく手続きのしやすい窓口サービスの実施に努める。 マイナンバー制度導入に係る情報システムの改修を的確に実施する必要がある。 子どもに関する組織の一元化や市民活動支援の重点化、超高齢社会への対策など社会的ニーズの変化に対応するため、平成 27 年 4 月から機構改革を行う予定であり、業務の移行を円滑に実施する必要がある。	特になし。	継続
(4) 分権型社会への対応											○
① 行政執行能力の向上	地域の課題解決や創造的なまちづくりを進めていくために、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図ります。						専門分野の知識を習得するため、外部の研修機関等が実施する研修を積極的に受講させ、また、市独自でも研修や職員提案制度等を実施した。	市独自の研修や派遣研修に毎年延べ約 1,000 名の職員が受講し、職員の行政執行能力や政策形成能力の向上を図った。	研修等に取組み、職員の能力向上を図る必要がある。	特になし。	継続
② 地方分権への対応	国や県からの権限移譲に対応できる組織体制の整備を図るとともに、地方分権や市町村合併など、地方自治制度のあり方についての研究を進めます。						地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律や愛知県事務処理特例条例により本市に権限移譲を受けた事務について、条例等の整備や県からマニュアルの提供を受けたことなどにより、適切な事務の移譲を行うことができている。 地方自治制度のあり方については、県のセミナーなどに参加し研究を行っている。	同程度の人口規模の他自治体と比べても、本市は積極的に移譲を受け入れている。	愛知県事務処理特例条例で移譲対象事務となっているものの、本市の事情により移譲を受けていない事務が一部存在する。 また、地方自治制度について、本市は市町村合併の協議を行ったが整わなかった、今後の人口減少社会における基礎自治体のあり方等、引き続き研究していく必要がある。	地方分権の観点から、引き続き権限移譲を受け入れることは必要であると考え。一方で、単に受け入れを続けるだけでなく、県から職員を派遣してもらい、事務量に見合った組織を作ることなど移譲する事務に応じた事務能力を向上させることも必要である。	継続
③ 広域行政の推進	周辺自治体との連携により、広域的な課題解決に取り組むとともに、市民に周辺自治体の情報提供などを行い、市民サービスの向上に努めます。また、新たな広域的な共通課題が生じた際には、一部事務組合や広域連合といった事務の共同化などによる対応を適宜進めます。						消防通信指令事務の共同運用に係る事業は、計画どおり順調に推移しており、平成28年度から運用開始を予定している。 平成23年度に設置された愛知県東尾張地方税滞納整理機構に参加し、毎年職員を1名派遣しており、滞納整理のノウハウを学ぶとともに収納率の向上に努めている。 平成23年度に2市3町広域行政研究会を設置し、様々な課題についての研究を行い、電力部会ではPPSの導入により、経費を大きく削減できた。	消防通信指令事務の共同運用については、平成 28 年度から運用開始予定。 広域の共通課題であった滞納整理についても広域で実施し成果をあげている。	消防通信指令事務の共同運用開始後に消防の広域化についての検討が再開される予定。 平成 30 年度からの国民健康保険の県単位での広域化が決まったため、広域化に向けての協議が本格化することが想定され、適切に対応していく必要がある。	施策内容そのものは修正する必要はないが、周辺自治体の情報提供については、方向性も含めて再検討が必要。	継続
④ 地域コミュニティの強化	「市民協働・地域コミュニティ」の再掲 (P214)										

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※【A】【B】の記入事項、中でも【A】の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	(記入者)	所属	氏名	行政課	中村 定秋			
基本施策	財政運営	総合計画書記載ページ	P242-244									
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財源の確保では、税金の仕組み等を知ってもらうことで、期限内納付につなげることを目的として広報紙に市税特集を掲載した。また、収納率の向上に向けて、滞納整理機構へ職員を派遣し滞納整理のノウハウを学ぶとともに、外国人サポート職員を配置や口座振替受付サービス等を実施していく予定である。その他の財源確保としては、新たな使用料の確保、未利用財産の一部活用、ふるさとといわくら応援寄附金などがあるが、そのうち、使用料・手数料については、受益者負担の適正化に向けて、消費税増税の転嫁を含め、見直しを行っていく必要がある。 歳出の効率化では、実施計画を基本に予算を積み上げ、1項目ずつ査定を行い、予算編成を実施した。また、関連事業の集中実施や共同実施を行うとともに、基金、市債等の特定財源を活用し、将来負担を削減し、適正な予算執行に努めた。 		社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）		<ul style="list-style-type: none"> 納税者、外国人ともに複雑な税の仕組みをいかにわかりやすく伝えるとともに、収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、導入の検討を行う必要がある。 消費税増税の転嫁を含め、使用料・手数料等の見直しを行っていく必要がある。 未利用財産の有効活用・売却、有料広告を増やしていくための方策が必要である。 今後は、公共施設の老朽化に対応していくため、市債残高の増加が見込まれるため、計画的な予算の執行に努めていかなければならない。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案									
	●税制について市民の理解が十分得られて、自主的な納税が行われています。											
	●限られた財源を効果的に活用し、将来世代に過度な負担を残さない、健全な財政運営がされています。											
目標値	基本成果指標		単位	基準値		現状値				目標値		算出根拠
				年度	基準値	H23	H24	H25	H26	H27	H32	
	実質公債費比率		%	H21	10.1	8.0	7.0	6.1	5.5	11.0 以内	12.0 以内	
将来負担比率		%	H21	68.1	45.3	37.5	33.3	37.2	100 以内	120 以内		

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価				
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題						
個別施策の名称	個別施策の内容														
(1) 安定的な財源の確保	市税収納率	91.9%	H21	93.0%	94.5%	101.6%					○				
① 納税意識の向上	税の仕組みや使い道、財政状況などを、広報紙やホームページ、まちづくり出前講座などを通して、わかりやすく、積極的に情報提供をすることによって、税に対する市民意識の向上を図ります。また、外国語の資料を作成するなど、在住外国人への周知・啓発に努めます。						平成26年10月15日号広報紙に「市税特集」を掲載。市県民税、固定資産税、軽自動車税の課税の仕組み等を周知するとともに、小学生を対象に租税教室を毎年開催している。財政状況については、ホームページや広報紙で年3回公表できた。平成27年度からは外国人サポート職員を税務課に1名配置し、外国人への税の周知、啓発を強化する予定。		平成 26 年度に初めて市税特集を掲載した。今後も毎年継続して掲載をし、内容を充実させる必要がある。		納税者、外国人ともに複雑な税の仕組みをいかにわかりやすく伝えるかが課題。他市の広報紙、ホームページを参考に研究する必要がある		施策内容そのものは修正する必要はない。提供する情報の質を上げていく必要がある。		継続
② 収納率の向上	納税者の利便性の向上を図るため、口座振替制度の利用を奨励するとともに、市税のコンビニエンスストア収納を実施するなど、納税機会の拡大に努めます。また、自主的な納付が見込めない滞納者に対しては、徹底した調査の上、財産の差押えを執行し、インターネット公売等により効率的な換価を行います。						平成 23 年度から毎年職員を1名愛知県東尾張地方税滞納整理機構に派遣しており、滞納整理のノウハウを学ぶことにより、収納率の向上に努めている。平成 24 年度から市税のコンビニエンスストアでの収納を開始した。毎月第3日曜日に休日納付窓口を開き、納税者の利便性を図るとともに、一斉徴収を廃止し、初期滞納者の早期対応を目的に月1回の夜間電		平成 24 年度からコンビニエンスストアでの収納を開始し、納付件数は順調に伸びている。滞納者との納税折衝は、少額分納は認めず、原則1年での完納となるよう厳しい姿勢であたっている。徹底した財産調査により、自主納付に応じない者に財産があることが判明し		収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果等を考慮し、導入の検討を行う必要がある。		施策内容そのものは修正する必要はない。納税者の利便性を高める収納方法が考えられているため、それらについての研究が必要となる。		充実

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
							<p>話催告を実施している。</p> <p>インターネット公売は、財産調査や差押えを行うなど物件の準備を行った。</p> <p>平成27年度に口座振替については口座振替受付サービスを導入し、手続等の効率化をすることにより、利用者の増加を目指す。</p>	<p>た場合は差押えを実行している。件数は、滞納整理機構派遣前と比較して82件(平成22年度)から184件(平成26年度)へ増加した。</p>			
③ 受益者負担の適正化	<p>必要な行政サービスをその受益に応じた適正な費用負担によって持続的に提供できるようにするため、サービス提供に係る経費とのバランスを考慮し、応益割と応能割の考え方によって低所得者や障害者等への配慮をしながら使用料・手数料、負担金等の適正化に努めます。</p>						<p>平成23年度は、市民税・固定資産税の前納報奨金の廃止など実施した。平成24年度は、福祉医療の対象者拡大など実施した。平成25年度からは、公共用物・公園の使用料の徴収を始めた。平成26年度では、使用料・手数料の見直しに向け、施設を管理する課に対し、現況調査を行った。</p>	<p>従来の使用料等の見直しのほか、新たな項目についても、使用料の徴収ができた。使用料・手数料の見直しに向け、先進地から資料を取り寄せ、施設を管理する課に対し、現況調査を行い、準備した。</p>	<p>応益割と応能割の考え方に基づき、平成29年4月からの消費税増税の転嫁を含め、使用料・手数料等の見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はない。</p>	継続
④ その他の財源確保	<p>収入増をめざし、未利用財産の有効活用・売却や有料広告などによる新たな財源の確保を図るとともに、国や県等の補助金・交付金等の積極的な活用を努めます。</p>						<p>平成23年度は、マスコットキャラクターのピンバッチ販売を実施した。平成24年度は広告付案内地図の設置を実施した。平成25年度は、公共施設に設置する自動販売機の入札やふるさといわくら応援寄附金など新たな歳入確保を行った。未利用財産(土地)は売却、交換に供し、平成26年度では公売を実施した。国の補正予算による補助金等は、積極的に確保できた。</p>	<p>新たな財源確保を実施したほか、未利用財産の有効活用・売却についても、公売のための公告を実施するなど、新たな取組を実施することができた。ふるさといわくら応援寄附金は、年々増額している。国の補正予算による補助金等は、積極的に確保し、事業が実施できている。</p>	<p>自発的な未利用財産の有効活用・売却も必要である。有料広告について、増やしていくための方策が必要である。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はない。</p>	継続
(2) 歳出の効率化	経常収支比率	90.0%	H21年度	88.0%以内	84.5%	104.1%					○
① 「選択と集中」による予算執行	<p>「選択と集中」を念頭に市民意向と費用対効果を多角的に検討し、現在だけでなく将来にも責任ある計画的な予算を編成します。部局間の情報交換や連携を積極的に行い、関連事業の集中実施や共同実施をするなど、適正かつ厳格な予算執行に努めます。</p>						<p>予算編成は、実施計画を基本に予算を積み上げ、1項目ずつ査定を実施した。関連事業については、複合機やAEDなど一本化での入札を行った。基金等の特定財源を活用し、将来負担を削減した予算編成とした。予算執行についても適正に実施した。</p>	<p>予算編成は、実施計画を基本に予算を積み上げ、1項目ずつ査定を実施している。引き続き、関連事業の集中実施や共同実施できる項目を模索していく。基金等の特定財源を活用し、将来負担を削減し、適正な予算執行に努めている。</p>	<p>今後は、公共施設の老朽化に対応していくため、市債残高の増加が見込まれるため、計画的な予算の執行に努めていかなければならない。また、公園管理など関連事業について、窓口の一本化に向け、検討していく必要がある。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はない。</p>	継続
② 財政健全化への取組	<p>市の財政状況を客観的に認識するため、資産・債務・費用等の的確な把握と管理を行うなど、健全な財政運営に努めるとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する説明責任を果たします。</p>						<p>平成23年度は、財産管理をしていくためのシステム導入の検討を実施した。平成24年度は、公共施設整備基金を設置し、その他の基金の上積みを実施した。平成25年度は、国の臨時交付金が交付されたこともあり、当初予算で予定していた基金の取崩しを取りやめ、給食センター建設基金には、積立額を増額したことで、結果的に基金残額を増額することができた。また、市債についても、平成25、26年度では、一部、借り入れをやめることができ、市債残高も減少させることができた。財政状況については、ホームページや広報紙で年3回公表できた。</p>	<p>国の補正予算による補助金等を活用することで、基金の取崩しや市債の発行を抑制することができており、市債残高も減少させることができています。ホームページや年3回の市広報紙でも財政状況の報告を行っている。財政状況の公表についても、実施している。</p>	<p>平成28年度決算からは、地方公会計(統一的な基準)での公表が必須となってくるため、固定資産台帳の整備などその対応が必要となってくる。また、小牧岩倉衛生組合の負担金や下水道特別会計への繰出金など一般会計では見えにくい費用等についての的確な把握と管理をしていく必要がある。</p>	<p>施策内容そのものは修正する必要はない。</p>	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【C】新規の施策・事業のアイデア（※ [A] [B] の記入事項、中でも [A] の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要（何のために、どのようなことを行うのか）

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち	節	第7節 行財政運営	責任者	所属	秘書企画課				
基本施策	組織・人事マネジメント	総合計画書記載ページ	P245-247	(記入者)	氏名	長谷川 忍				
基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> 新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応するため、組織・機構の見直しやプロジェクトチームの設置などにより着実に推進しているが、職員層は、団塊の世代の大量退職に伴い若年化が進行した。 定員適正化計画に基づき、適正に職員を配置した。 職員に求められる能力、意識、目指す職員像を明らかにし、職員の能力開発の指針となる人材育成基本方針を作成した。 	社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題（主な積み残し課題に加え、新たに生じた課題を記載する）	<ul style="list-style-type: none"> 今後、恒常的な市民サービスを提供していくために、多様な任用制度を活用するとともに、人事評価制度を含めた職員の能力開発、人材育成への取組が重要である。 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布（平成26年5月14日）され、平成28年4月から人事評価制度を導入する。 							
施策がめざす将来の姿と修正案	第4次総合計画で掲げためざす姿		第4次総合計画で掲げためざす姿の修正案							
	●能力と実績に応じた人員配置と柔軟な組織体制で、市民サービスが向上しています。									
	●地域の課題を発見し、解決する能力を持った市民に信頼される職員が多くなっています。									
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠	
	職員の応対に満足している市民の割合	%	年度 H22 基準値 62.5	H23 —	H24 —	H25 —	H26 71.2	H27 65.0	H32 70.0	市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 弾力的な組織体制の構築											○
① 行政需要等に応じた組織・機構の再編	地方分権の進展や新たな行政課題に的確かつ柔軟に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織運営と市民にわかりやすい組織づくりを行います。						平成26年4月、大規模災害等に対応するため、危機管理課を創設するなど組織を強化した。 また、子どもに関する組織の一元化や市民活動支援の重点化、超高齢社会への対策などに対応するため、平成27年4月に大幅な組織の見直しを実施することとした。	新たな行政課題に対応する組織とすることができた。	市民の視点に立った組織を構築するため、組織・機構検討委員会などを開催し、継続的に検討する。	施策内容の修正はなし。	継続
② プロジェクトチームの活用	総合的な視点から検討することが必要な行政課題については、組織や機構の枠を越えたプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。						平成24年度に企業誘致と人口増加策について研究するプロジェクトチームを設置した。 また、平成25年度には、「プロジェクトチームの設置に関する要綱」を制定し、以降、平成25年度に2つ、平成26年度に1つのプロジェクトチームを設置し、課題解決に取り組んだ。	各部署にまたがる行政課題について、その課題解決に向けて協議・研究を行った。	組織や機構の枠を越えた行政課題が新たに発生した場合、プロジェクトチームを編成し、随時対応する。	施策内容の修正はなし。	継続
(2) 適正な人事管理の推進	定員適正化計画の見直し	—	H21	実施	実施	100.0%					○
	定員適正化計画目標数値達成率	100.0%	H21	100.0%	99.7%	99.7%					
① 職員定数の適正化	職員の能力に応じた適切な配置を行いながら、定員適正化計画に基づき、バランスのとれた計画的な職員採用を行います。						退職者数の補充などを含めた採用計画に基づき、必要な職種の採用を行った。	退職者数の補充を基本として、職種毎に必要な職員を採用することができた。 また、市民ニーズや事務の	自己申告制度を異動希望だけでなく、適正な人事管理を行う基礎資料とし、職務に対する適正、職場への意見、提案等を	施策内容の修正はなし。	継続

第4次岩倉市総合計画 基本施策実績評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標						個別施策の実施状況と成果・課題			改定計画における方向性 (加筆修正のポイント)	評価
	指標名	基準値	基準年度	目標値 H27年度 (A)	実績値 H26年度 (B)	達成率(%) (B/A)	実施内容	成果・到達点	積み残しの課題、新たな課題		
個別施策の名称	個別施策の内容										
② 多様な任用制度の活用	再任用制度や社会人採用制度の積極的な活用により知識と経験を有する人材を確保するとともに、庁内公募制など職員の意欲向上と組織活性化のための任用制度を導入することなどにより、人的資源の有効活用を図ります。						知識と経験を有する再任用職員は、平成23年度12人、平成24年度8人、平成25年度10人、平成26年度15人を採用した。 また、平成26年度は、多様な任用制度のひとつとして、任期付職員の採用に関し、調査研究を行った。	知識と経験を有する退職職員を再任用として任用することができた。	社会人採用制度や庁内公募制は、実施しなかった。 また、多様な任用制度の活用について、専門性の必要な分野における任期付職員や社会人経験者の採用について、引き続き研究する。	施策内容の修正は必要ない。	継続
(3) 職員の能力開発	職員提案の応募数	20件	H21	50件	25件	50.0%				○	
① 人材育成基本方針の策定	職員に求められる能力・知識と将来めざすべき職員像を明らかにし、その総合的な取組の指針とする人材育成基本方針を策定します。						職員アンケート及び研修委員会での意見を反映し、人材育成基本方針を策定した。	長期的かつ総合的な観点で人材育成の取組を推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にする「岩倉市人材育成基本方針」を平成26年10月に策定した。	人材育成基本方針で掲げた人材育成の各種取組について、推進していくこと。また、社会状況に応じて、随時改定していくこと。	社会状況に応じて随時改定するものの、当初の目的を達成したため、完了。	完了
② 人事管理システム(人事評価システム)の構築	組織目標と連動した個人目標の設定と個人の意欲や能力、成果を重視した目標管理制度を導入し、人材育成と関連付けながらマネジメントサイクルに基づく人事管理を進めます。						平成23年度から全職員を対象に目標管理制度を導入し、すべての職員は、組織目標を受けて、個々に1年間の目標を掲げ、上司との面談をしながらその目標達成に取り組んだ。 平成26年度で4年が経過し、4月には、採用2年目の職員等に対し目標管理制度の説明会を行い、評価者となる職員にはコーチング研修を実施している。	目標管理制度を導入し、職員個人が明確な目標を掲げることにより、その目標達成はもとより、その過程における仕事の進め方を評価・検証し、職員の能力開発を支援し、人材育成に繋がった。	地方公務員法及び地方独立行法律の一部を改正する法律が公布(平成26年5月14日)され、平成28年4月から人事評価制度を導入する。	人事評価制度の導入に伴う施策内容の見直しが必要。人事評価制度は、職務を遂行するに当たり発揮した「能力評価」と職務を遂行するに当たりあげた「業績評価」の2つを実施する。	充実
③ 職員研修等の充実	人材育成の基本的な手法であるOJTを中心として、階層別・専門研修などのOff-JTを積極的に進め、政策形成能力や専門能力等、職員一人ひとりの資質の向上に努めるとともに、業務改善運動等を通じて職員・組織の改革意識やチャレンジ精神の向上を図ります。また、国、県等との多様な人事交流を進め、広い視野と専門知識を持った職員の育成に取り組めます。						職務を遂行する上で必要な知識、技能、態度等を身につけるため、毎年度、研修計画を策定し、人材の育成を図った。 また、平成22年度から職員意識改革及び士気の高揚を図ることを目的に「業務改善運動」を実施している。 平成23年度から愛知県へ実務研修生として職員を派遣するとともに、愛知県から職員を受け入れ、専門知識などを習得している。	研修計画を基に、市独自の研修や派遣研修を実施し、毎年延べ約1,000名が受講した。 平成26年度には業務改善運動は、32チームが取組を実施し、発表会には市議や区長への参加を呼びかけ112名の来場者であった。	国、県等との多様な人事交流の推進。	施策内容の修正は必要ない。	継続

【C】新規の施策・事業のアイデア(※[A][B]の記入事項、中でも[A]の「社会情勢の変化や国・県等の動向からみた改定計画の主要課題」欄の記入事項を踏まえ、新たな課題等を解決しつつ、当該基本施策を実現するために新たに必要な施策・事業のアイデアを記入)

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)
人材育成基本方針の推進	人材育成基本方針の取り組み状況などを随時検証するとともに、様々な機会幅広い意見を聞き、新たな視点で取り組む項目を整理する。
人事評価制度の導入	職員の能力及び業績に基づく人事管理の徹底を図るため人事評価制度を導入する。

新規の施策・事業名	新規の施策・事業の概要(何のために、どのようなことを行うのか)